

平成 24 年第 1 回周防大島町国民健康保険運営協議会審議概要

1 . 開催日時 平成 24 年 2 月 2 日 (木) 午後 1 時 55 分から午後 3 時 40 分

2 . 開催場所 周防大島町役場橘庁舎 3 階大会議室

3 . 出席者

委員 松岡宏和、福田みちゑ、二宮民子、山田修、正木純生、嶋元徹、中村瑞美、中元みどり、尾元武 (以上 9 名出席)

(敬称略)

欠席 3 名欠席

説明のため出席した町職員 椎木町長、西村健康福祉部長、岡野健康増進課長、川口健康づくり班長、島本主任保健師、村田主幹、堀脇主査、福田税務課長、木村税務課班長、北村健康増進課職員 (以上 10 名出席)

4、配布資料

(1) 平成 24 年第 1 回周防大島町国民健康保険運営協議会 (会議次第)

(2) 平成 24 年第 1 回周防大島町国民健康保険運営協議会【平成 24 年度国保税税率改正資料】(税務課)

(3) 特定健康診査等実施計画

(4) 平成 24 年第 1 回国保運営協議会資料

5 . 会議の概要 (主な項目)

(1) 委員出席状況の報告

委員 9 名が出席し会議が成立している旨を報告した。

(2) 議事録署名委員の選任について

中元議長が、名簿 1 番の松岡委員及び 2 番の福田委員を議事録署名委員に指名した。

(3) 審議事項

諮問議案

周防大島町国民健康保険税率の改正について

(説明概要) 保険税率を平成 24 年度から下記のとおりとし、資産割を無くし従来の 4 方式から 3 方式に変更する

周防大島町国民健康保険改正税率表

項目	単位	均等割	平等割	所得割	資産割
		円	円	%	%
医療分	現行	19,300	19,300	5.0	26.0
	改正後	20,600	20,100	6.2	-
後期高齢者 支援分	現行	8,900	8,900	2.5	12.0
	改正後	8,900	8,900	3.0	-
介護分	現行	7,000	7,000	1.9	10.0
	改正後	8,000	7,000	2.4	-

- ・ 現状で資産割として約5千万円を徴収しており、これをすべて所得割とした場合、所得階層103万円以下の方が全体の73パーセントを占めている状況では、所得のある中間層を中心に負担が大幅に増えるため、均等割及び平等割も併せて調整を行い、すべての階層の方に負担して頂く改正案とした。
- ・ 例年所得が減少する傾向にあるため、税収のシミュレーションでは所得の減少をあらかじめ見込んだ上で税率を算定し、税総額の維持を図ることとした。
- ・ 平成22年度の1人あたり税調定額は67,761円で、19市町中19番目となっている。
- ・ 平成22年度の1人あたりの医療費は399,639円で、19市町中4番目となっている。
- ・ 平成23年度の所得データに改定後の3方式の税率当てはめて試算すると、4方式に比較し約1,363万円の増額となるが、均等割及び平等割の引上げにより軽減額も増加する。
- ・ 改定後の税率により、所得階層68.0万円以下の世帯は、資産割の解消により年税総額が減少する。また、全体で軽減額及び限度超過額は増加する。
- ・ 事例検討では、従来資産割を負担していたケースでは減額になるケースもあるが、資産割の無いケースでは増額となる。
- ・ 103万円以下の低所得階層では、約30パーセントが減額になるものの約70%が増額となり、103万円以上の階層だけではなく低所得階層の方にも負担して頂くこととなる。全体でも7割の方が増額となる。
- ・ 税額の増加額が2000円以下の世帯数の割合をみると、低所得階層の所得階層0円の階層では全体の94.6%、所得階層33万円以下では50%、57.5万円以下では42.4%、103万円以下では32.2%となっている。

(質疑) 改定後の負担は、県下でどのくらいになるのか。

(回答) 税額は所得により変動するのでわからないが、税率でいけば、所得割の率は14市町中9番目、均等割と平等割を足した額でいけば14市町中7番目となるので、全体でいけば14市町の真ん中あたりになると考えられる。

(決定) 諮問議案 について異議なく相当と認める。

周防大島町特定健康診査等実施計画の一部変更について

(説明概要) 特定健診の受診率が依然として低位であるため大島郡医師会と協議の上、民間委託業者による平日の集団健診を医師会の協力を得て実施し、さらに受診勧奨策として医療無受診者と当該年度新規受診対象者である40歳到達者に対して無料クーポン券を配布する。また、年度当初に集団健診又は個別健診のどちらを受診するか意向調査を行うため実施計画を変更する。

(質疑) なし

(決定) 諮問議案 について異議なく相当と認める。

平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算について

(説明概要)

- ・ 平成 24 年度の当初予算原案を 35 億 5692 万 7 千円とする。
- ・ 平成 24 年度において、4 方式から 3 方式への税率の改正、外来診療の現物給付、診療報酬の 0.004% の引き上げ、70 歳代の 2 割負担凍結継続、国庫負担金と県費補助金の負担割合の変更、出産育児一時金国庫補助金の廃止、特定健診の集団健診及び無料クーポンの導入を予算に反映している。
- ・ 平成 23 年度の決算見込については、医療費の伸びの鈍化及び共同事業の大幅な歳出削減等により収支が好転し、浮いた財源により基金積み立てを 5 千万円する見込みとなっております。よって、実質の赤字額が 1 億 5 千 6 百万程度になるのではないかと考えている。
- ・ 平成 24 年度当初予算案は、歳出の保険給付費で今年度の前半の伸びにさらに 5% の伸び率を見込んでいるが、歳入の前期高齢者交付金の大幅な改善及び共同事業の収支改善により赤字額に当たる一般会計繰入金は 2427 万 3 千円となり、平成 23 年度予算現額の約 2 億 3 千 4 百万円から大幅に減少する見込みである。

(質疑) 平成 23 年度の公営企業会計繰出金は 14,572 千円で、平成 24 年度の同計上額の 6,944 千円より増えているがなぜか。

(回答) 平成 24 年度は健康管理室の運営補助金分だけであるが、平成 23 年度は、医療機器の購入補助事業分が追加になっているので増額になっている。これらは、国からの入った額をトンネルでそのまま企業局に支出するだけである。

(質疑) 健康管理室というのは何をしているのか。

(回答) 健診、外来受診者の保健指導及び健康相談を行っています。

(質疑) 基本的に医療費は予定通りの自然増ということによいのか。

(回答) 周防大島町の場合、昨年度、対前年比で 5.7% 上昇しており、国の 3%、県の 4% に比べ伸び率が高いため、赤字を生じている。

(質疑) どうして若い人の医療費が上がっているのか。

(回答) 昨年の 4 月から 6 月診療分の医療費が異常な伸びを示しているが、これらは生活習慣病で近隣の基幹病院で高額な医療を受けていることが原因としてあげられる。特定疾患は、本町では県平均に比べて異常に高いが医療費の伸び率では相対的に伸びていない。40 歳から 65 歳までの方の医療費が伸びており、しかも町内医療機関よりは町外の医療機関で多く医療費が使われている。これらの生活習慣病を予防するために特定健診等を進めるしかないと考えています。

(質疑) 特定健診をやればやるほど、年齢的に早い時期から医療が介入しますから若い人の医療費は高くなってくるのは仕方ないのではないかと。また、一概に生活習慣病といってもいろいろな疾患があるわけでもう少し病気の解

析をする必要があるのではないか。

(回答) 健診等により医療費が上がる面がありますし、また最近では電子レセプトになっていきますから、これを十分活用した保健指導など対策をしていく必要があると考えます。町としては、国保会計が均衡するように、長期的な対策と短期的な対策を並行してやっていく必要があると考えます。

(意見) 生活習慣病が医療費を多く使って悪者にされているが、医療の現場からは言うところではなく、現状は昔と違って比較的若い年齢から循環器や糖尿病に介入していることで医療費が増えていることも理解してほしい。

(決定) 諮問議案 について異議なく相当と認める。答申案について確認し、決定した。

(4) 報告事項

国保直営診療施設である町立病院の運営に関する周防大島町国民健康保険運営協議会の意見に対する回答について

前回の委員会に出された町立病院に対する意見について、公営企業局から回答があった件について報告した。

(意見) 町立病院は国保直営診療施設であり国保会計との関係が強く、町立病院の収益向上策は国保会計の負担増加に結び付く可能性が高いので、町国保以外の保険者の増収策を検討すること。

(回答) 3 病院の入院・外来単価はいずれも県下公立病院の中では最も低く、他の病院で受診するより町立病院で受診の方が国保の負担増にならないと思われる。しかし、国保からの収入だけでなく社会保険からの収入増を図る上でも、周防大島町立東和病院、大島病院では町職員を対象とした人間ドックの指定病院となっている。また、政府管掌保険生活習慣病予防健診も 3 病院で毎年行っている。今後も、国保保険にかかわらず社会保険での予防等の収入増を図っていききたい。

(意見) 町立病院は、より一層住民の健康や予防といった政策目標に重点を置き、人間ドック・健診がより円滑に実施できる体制づくりを進めること。

(回答) 健診は、病気の予防の観点から、健常者の個人健診受診率を高める事を目標として行ってきたが、病院で医療受診されている人も対象となっているため、平成 24 年度からは患者さんに説明の上、年 1 回は特定健診受診を進めるよう各病院に通知しましたし、集団検診も町立病院として医師会と協力します。また、新年度より脳ドック健診が新たに開始予定(年間 200 名)であり今後も充実して行きたい。各病院の付属健康管理センター(室)には、保健師が在中して、慢性疾患や栄養管理等の指導や各種健康教室も開催している。

(意見) 国民健康法第 11 条によって、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置くこととなっているが、この重要事項の中に直営診療施設の設置については含むこととなっております。

直営診療施設である周防大島町立病院の増設・廃止・変更については、当国保会計への影響度も高いので審議事項とすること。

(回答)この件については町長より直接回答したが、諮問の範囲をあらかじめ示すことは非常に困難な面があるので、その時の状況により判断したい旨の説明がなされた。

(5) その他

- ・ 中村委員が「口腔ケア教室」の開催について説明した。
- ・ 事務局より、次回協議会を昨年と同様に平成24年10月20日前後の(木)午後2時から開催する旨を説明した。